

可児市部活動改革の概要
及び
共同実施ガイドライン

【令和5年度版】

令和5年4月

可児市

可児市教育委員会

可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会準備会

1. 可児市の部活動改革の概要

(1) 概要

可児市における部活動改革の方向性

1. 中学校部活動を持続可能にするとともに、中学生にとって望ましい実施活動環境を整備します。
 - ・学校・家庭・地域が連携して、部活動を補完する「地域クラブ」の活動環境を整備。
2. 学校の働き方改革のため、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備します。
 - ・休日の部活動を段階的に地域へ移行。

◆地域クラブって何？

部活動の抱える様々な問題や課題と教員の負担軽減を図るため、地域の力を借りて部活動を補完し、連携するクラブのことです。「地域クラブ」は、次の2つの活動で構成されます。

(1) 地域部活動

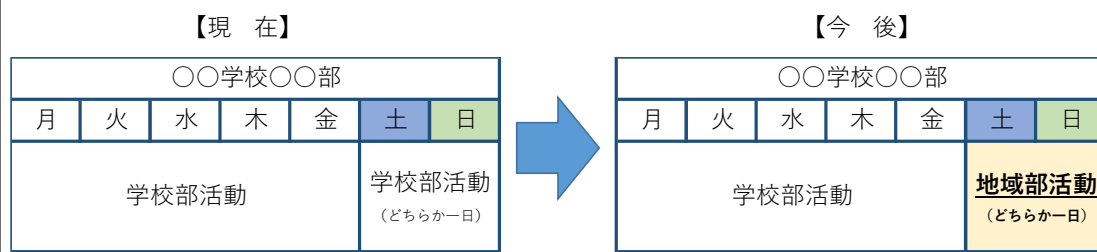
休日の部活動を補完するため、部活動にある種目で中学校区を基準として保護者の管理下で行う地域の活動

(2) 可児市ジュニアクラブ

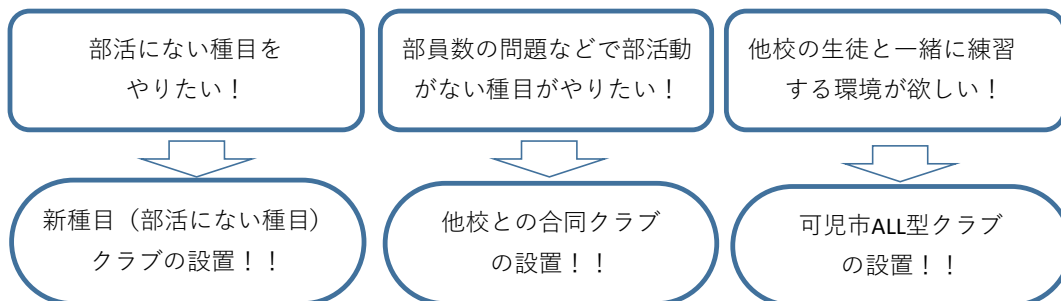
部活動の有無や中学校区に関わらず、活動を求める希望者が活動団体の管理下（学校の管理外）で行うクラブの活動

具体的な方策

第1段階：休日の部活動を地域の力を借りた活動へ移行！（令和4年度から試行実施）



第2段階：より多くの機会の創出と多様なニーズへの対応！（令和5年度から順次）



など

(2) 部活動改革の地域移行ステップ

STEP1 令和2・3年度	STEP2 令和4・5年度 (令和4年10月～令和6年3月)	STEP3 令和6年度 (令和6年4月～) (予定)
【制度設計期間】 考える・準備する	【試行実施期間】 やってみる・試してみる	【本格実施開始】 地域に移行する
学校部活動 (学校管理下)	共同実施 (学校管理下) (学校部活動と地域部活動)	単独実施 (学校管理外) (地域部活動)
<ul style="list-style-type: none"> 部活動改革の方向性や制度設計を可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会を設置し協議を実施。 「可児市中学生期のジュニアスポーツ・文化活動指針」策定。 学校・保護者・生徒へのアンケート調査の実施。 部活動改革の方向性・概要について学校・保護者へ説明会・周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月～10月 地域部活動設立説明会の実施 (学校・保護者) 12月までにすべての部活動において地域部活動を設立。 10月以降準備ができたところから学校部活動と地域部活動による共同実施を開始。 1月～3月までの間に二者協議・三者協議を実施。 学校・保護者からの意見を基に制度の見直しを実施中。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現 在</div>	<ul style="list-style-type: none"> 地域に移行できる準備が完全に整った時点で地域部活動による単独実施をスタート。

2. 試行実施期間と共同実施とは

(1) 共同実施とは？

休日の学校部活動を地域部活動に移行すると言われても・・・

いきなり移行することは難しい！！
 どうしたらよいかわからない！！
 でも、やってみないと分からないこともある！！

学校部活動と地域部活動が一緒に部活動を実施!! (共同実施)

一緒に部活動を実施していく中で・・・

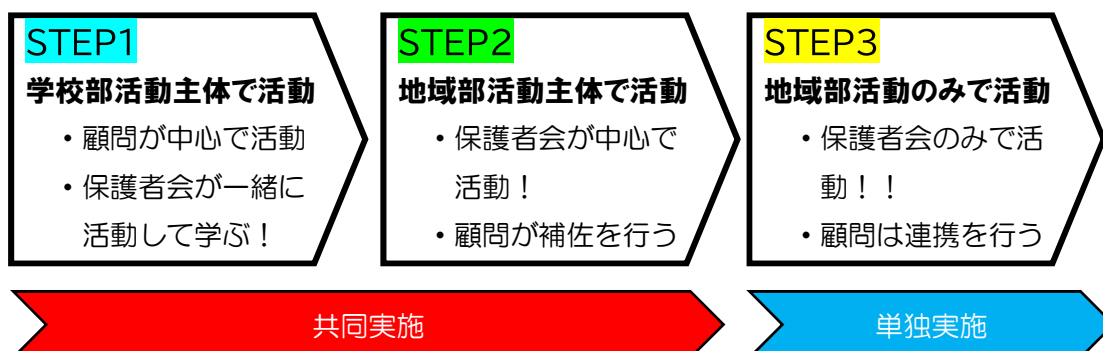
学校部活動から
地域部活動に
やり方を伝授！

課題や問題
提案を整理し
制度の見直し！

令和6年度の本格実施を目指し、
部活動のより良い環境をつくっていきます！

(2) 地域移行へのステップ

地域移行に向けて次のステップで実施します。



3. 共同実施の方法

共同実施を行うにあたっては、下記の点に留意していただき実施すること。
なお、共同実施による活動を行うにあたっては、生徒への影響が最小限となるよう、また保護者への負担が著しく増えないように配慮すること。

共同実施による試行実施期間については、地域に移行出来る準備が整った時点で移行するため、準備が整うまでの期間を試行実施期間としている。試行実施での意見、課題への対応策の検討や、国県の制度の改変により部活動改革の見直しが必要となったため、令和5年9月までとしていた期間を、令和6年3月まで延長する。(予定)

(1) 実施体制

- ・ 共同実施における実施体制は、学校部活動が主体のため、「学校の管理下」で行われる活動として実施する。

(2) 施設利用

- ・ 共同実施による活動場所はこれまでの学校部活動と同様に「学校施設」を利用する。
- ・ 施設の利用調整については、「学校」にて調整を行うこと。
- ・ 学校施設以外の利用については、これまでと同様に学校部活動が主体のため、学校からの予約・利用であれば減免となる。

(3) 指導者

- ・ 指導者は、原則「学校部活動顧問と地域クラブ育成員」による合同実施とする。
- ・ 地域クラブ育成員がない場合や来ることが出来ない場合は、「学校部活動顧問」が対応することとする。(保護者のみの見守りとならないようにすること。)
- ・ 学校部活動顧問からの確認事項 (以下「(6) 試行実施事項及び確認事項」参照) が

引き継がれ、地域クラブ育成員が単独で実施できる状況が整った場合に限り、学校部活動顧問が参加しない状況で実施できるものとする。

- ・指導者報酬については、令和6年度から支払うことができるよう準備していく。
- ・指導者の確保については、市内全体の部活動実施状況から市で確保施策を検討する。

(4) 保険対応

- ・学校管理下で行われることから、「日本スポーツ振興センター」の給付金対応とする。
※教職員（学校設置者や学校長が委任した外部指導者も含む）の適切な指導の下に行われているものが給付対象となる。
- ・なお、保護者クラブについては、学校の保険の対象外となるため、別途保険に加入する必要がある。

(5) 運営体制

- ・共同実施による活動及び今後の地域部活動による活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と保護者会が連携して行うものとする。
- ・試行実施期間においては、様々な課題や問題が発生することから、保護者・指導者による二者協議、学校・保護者・指導者による三者協議を学校主体で実施し、学校単位で取りまとめ、市文化スポーツ課へ毎年8月、2月に提出する。

(6) 試行実施事項及び確認事項

- ・試行期間である令和4年10月から令和6年3月までの試行期間における共同実施の際に、下記の点について実際に活動をする中で、試したり確認したりすること。

①学校部活動の指導方針の共有

- ・学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ実施していく必要があるため、学校から地域クラブ育成員がその意義を十分に理解した上で活動を行うこと。

②生徒への配慮事項や安全管理方法の確認

- ・生徒の心身の健康状態や怪我、体調不良時の対応やその方法、救急箱やAEDの位置などの確認を行うこと。
- ・学校の定期テスト前や活動時間などの配慮を行うこと。
- ・気象警報や熱中症警報発令時等や法定伝染病（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等）の流行時の対応方法を確認すること。

③施設使用方法や注意事項の確認

- ・学校施設の使用法やルール、セキュリティなどの安全対策を確認すること。
- ・施設の安全点検方法を確認すること。
- ・鍵の管理方法について確認すること。
- ・活動で使用している備品の取扱いや管理方法について確認すること。

④学校部活動と地域部活動の連携方法の確認

- ・平日の学校部活動と休日の地域部活動では、基本的にこれまでと活動内容は変わりませんが、指導者が異なるため、指導内容や方法に差が生まれ生徒に混乱をきたす可能性があるため、どのようにして連携するのか、実施する中で確認・協議を行うこと。

【お問い合わせ】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

可児市市民文化部文化スポーツ課

TEL：0574-62-1111 e-mail:sports@city.kani.lg.jp